

No. 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1

ヲ以テ之レヲ支給セズ
(別表) 退職解雇手当支給表

勤続	支給額
一、勤続六ヶ月未満者	一、五日分
二、" 六ヶ月以上一周年未満者	二、一日分
三、" 一周年" 二周年" 三周年"	三、二日分
四、" 三周年" 四周年"	四、三日分
五、" 四周年" 五周年"	五、四日分
六、" 五周年" 六周年"	六、五日分
七、" 六周年" 七周年"	七、六日分
八、" 七周年" 八周年"	八、七日分
九、" 八周年" 九周年"	九、八日分
十、" 九周年" 十周年"	一〇、九日分
十一、" 十周年" 十一周年"	一一、十日分
十二、" 十一周年" 十二周年"	一二、十一日分
十三、" 十二周年" 十三周年"	一三、十二日分
十四、" 十三周年" 十四周年"	一四、十三日分
十五、" 十四周年" 十五周年"	一五、十四日分
十六、" 十五周年" 十六周年"	一六、十五日分
十七、" 十六周年" 十七周年"	一七、十六日分
十八、" 十七周年" 十八周年"	一八、十七日分
十九、" 十八周年" 十九周年"	一九、十八日分
二十、" 十九周年" 二十年"	二〇、十九日分
二十一、" 二十年" 二十五年"	二一、二十日分
二十二、" 二十五年" 三十年"	二二、二十一日分
二十三、" 三十年" 三十五年"	二三、二十二日分
二十四、" 三十五年" 四十年"	二四、二十三日分
二十五、" 四十年" 四十五年"	二五、二十四日分
二十六、" 四十五年" 五十年"	二六、二十五日分
二十七、" 五十年" 五十五年"	二七、二十六日分
二十八、" 五十五年" 六十年"	二八、二十七日分
二十九、" 六十年" 六十五年"	二九、二十八日分
三十、" 六十五年" 七十年"	三〇、二十九日分
三十一、" 七十年" 七十五年"	三一、三十日分
三十二、" 七十五年" 八十年"	三二、三十一日分
三十三、" 八十年" 八十五年"	三三、三十二日分
三十四、" 八十五年" 九十年"	三四、三十三日分
三十五、" 九十年" 九十五年"	三五、三十四日分
三十六、" 九十五年" 一〇〇年"	三六、三十五日分
三十七、" 一〇〇年以上"	三七、三十六日分

主、勤続十一年以上十五周年未満者ハ當初リ十周年ニ對シテハ定額日給二百五日分ヲ支給シ十周年以上ニ對シテハ六ヶ月ニ付定額日給二日分同上十五周年以上ハ三百分ニ對シテハ定額日給入